

今日の小児保健・医療の課題と将来への展望

五十嵐 隆

国立成育医療研究センター 理事長

乳児死亡やChild Development Indexの面から、わが国は子どもの成育に最も良好な国である。しかし、小児保健・医療に解決すべき課題が残されている。

(1) 慢性疾患や障害を持つ子どもへの対応

医療の進歩により慢性疾患や障害を持って思春期・成人期に移行する子どもが増加している。成人に移行した先天性心疾患患者が約50万人、悪性腫瘍の治療を受け成人に移行した患者が約11万人に及ぶ。障害を持って成長する子ども・青年は、疾患や合併症などの様々な課題を持つ。医療的ケア児も1.8万人になった。これらの小児・青年に医療を含めた様々な支援が必要である。

(2) 子どもの健康を決定する社会的要因への対応と虐待の早期発見・対応

個人の生まれつきの体質や生活習慣だけでなく、教育や経済状態などの社会的要因も健康に影響する。劣悪な住環境、食物に事欠く状況、保護者の喫煙・アルコール・危険ドラッグの使用は危険因子で、良好な夫婦関係、保護者の適切なワーク・ライフバランス、家族を支える第三者の存在などが保護的因子である。最も危険な因子は貧困で、子ども虐待との関連性が指摘される。診療の中で子どもの社会的課題に気づき、社会資源に繋げる対応を取ることは虐待の予防となる。

(3) 子どものこころや社会性の評価と支援

わが国の乳幼児健診や学校検診は子どもの健康管理に大きな貢献をしている。しかし、欧米に比べ乳幼児期健診の回数は少なく、学校検診では一人あたりの時間が短い。人間は生物的、心理的、社会的 (biopsychosocial) な存在で、わが国ではこれまで生物的面での対応が主に行われてきた。わが国には、米国のhealth supervision体制のような子どもや青年をbiopsychosocialに評価し、指導・支援する体制が欠けている。

(4) 「成育基本法」の今後の展開

小児保健・医療を推進するために、新しい技術を用いた医学研究やIT技術の応用が必要である。社会医学研究を含めた医学研究を活発化し、小児や青年のための政策に繋げたい。「成育基本法」は、関連する施策と連携を図り、成育過程にある者の成育医療等に関する需要に総合的に対応することを目指す。成育医療とそれに関連する保健・教育・福祉の具体的施策を討議し、国に答申することが可能となった。この法律を効果的に運用することが私どものこれからの大きな責任である。